

鈴鹿警察署協議会議事録

令和6年度第3回鈴鹿警察署協議会	
日 時 場 所	令和7年2月21日（金）午後1時30分～午後3時30分 鈴鹿警察署1階多目的ホール
出席者	1 警察署協議会 11名 岡野勝仁委員、岡本継治委員、川出真史委員、儀賀真由美委員、阪田朋成委員、清水啓子委員、シャッツ ブライアン ポール委員、塚本美子委員、中川由里恵委員、宮田陽一委員、吉野笑華委員 2 警察署 13名 署長、副署長、事件指導官、会計課長、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
1 署員の懲戒処分に関する説明 鈴鹿警察署の男性巡査等が恐喝事件で、令和7年1月31日付懲戒処分となった事案について説明した。 2 前回の警察署協議会で実施したアンケートへの回答 (1) 行方不明者の対応状況について ＜委員＞ 子供や高齢者などの行方不明届出を受理した際の対応状況について伺いたい。 【生活安全課長】 行方不明者発見活動の基本は、 ・ 行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、迅速かつ的確に対応すること。 ・ 行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ必要な捜査を行うこと。 ・ 行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穏を害することがないように配慮すること。 ・ 警察の各部門が緊密に連携することにより、警察の組織的機能を十分に発揮すること である。 子供が行方不明者となる場合は、未成年者誘拐事件、性犯罪やその他の少年の福祉を害する犯罪被害に遭っていないかを特に考慮している。 高齢者の場合は、認知症を患っていることが多い。足腰が弱い場合は、自宅付近を重点的に、反対に足腰がしっかりしている場合は、遠くまで歩いて行くことを考慮して発見活動を行っている。また、状況に応じて「防犯カメラのリレー捜査」を実施することもある。 なお、令和6年中、鈴鹿警察署では、三重県警察で一番多くの行方不明届を受理している。 (2) 警衛・警護について	

<委員> 警衛と警護について伺いたい。

【警備課長】 「天皇陛下や上皇陛下、その他皇族の方々の御身辺の安全を確保する警衛」と「総理大臣等の閣僚や海外の要人が来県された時に行う警護対象者の警護」がある。

警衛では皇室と国民の間の親和を妨げることないように配慮しており、警護では元総理銃撃事件や前首相への爆発物の投てき事案等の発生を踏まえ、危機感を持った警戒を実施している。

鈴鹿警察署管内では、皇族である三笠宮彬子女王殿下が鈴鹿サーキットでのF1レースに御臨席された際、警衛を実施した。

今後、三重県内では「第44回全国豊かな海づくり大会」の開催に伴い、通例では天皇陛下の御臨席があるため、現在、この警衛に向けて諸準備を進めている。

3 速度取締指針の説明

交通第二課長から、

鈴鹿警察署管内では、令和6年中に発生した人身事故のうち、約20%が国道23号と県道鈴鹿環状線（通称中央道路）の2路線で発生しており、時間帯別では、「午前8時から午前10時」と「午後6時から午後10時」が多い。

令和7年は、上記2路線を「速度取締重点路線」として設定し、午前6時から午後10時まで間、速度取締りを実施する予定である。

ただし、情勢により同路線以外の地域、時間帯でも速度取締りを実施することがある。

旨説明した。

4 質疑応答

(1) ハラスメントの再発防止について

<委員> 三重県警察で発生したハラスメント事案を受けて、鈴鹿警察署では再発防止に向けて、どのような対策を講じているのか伺いたい。

【署長】 鈴鹿警察署では、ハラスメントを含めた非違事案の再発防止に向けて、職員に対して、「警察の責務を果たす上で、県民の皆様からの信頼が不可欠であり、この種事案が発生すれば業務に多大な影響を及ぼすこと」を再認識させた上で、再発防止のため、全署員が「何が問題であったか、何をすべきであったか」を考えて、業務に取り組むように指導している。また、ハラスメントをなくすためには、全職員で「ハラスメントは絶対に許さない」という認識を共有するように努めている。

(2) 赤色灯を点灯したパトロールについて

<委員> 赤色灯を点灯したパトロールは、どのような場合に行うのか。

【署長】 赤色灯の顕示効果を考慮して、状況に応じて使い分けている。なお、年末特別警戒等では、常時点灯して警戒に当たった。

(3) 特異な警察活動について

<委員> 海外の動画で、警察と消防が協力して猫を救出する場面を見たことがあるが、何か特異な事案対応があれば伺いたい。

【署長】 当署においても、過去に消防と協力して、川の中に取り残された猫を救出した事案を承知している。このほか、警察に寄せられる幅広い通報・相談等に対応しているが、警察で対

5 平田交番の視察	応できない場合は、関係機関の相談窓口を教示するなどして 対処している。
備 考	